

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ			コード	5832
提出日	2025/6/2		異動（予定）日	2025/6/26	
独立役員届出書の提出理由	2025年6月26日に開催予定の定時株主総会において、社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	福原 賢一	社外取締役	○										○			有	
2	八郷 洋一郎	社外取締役	○										○			有	
3	清野 幸代	社外取締役	○										○			有	
4	人見 康弘	社外取締役	○										○			有	
5	生越 栄美子	社外取締役	○										○			有	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	同氏は、当社の連結子会社である㈱中国銀行との間で、一般預金者としての通常の銀行取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	アメリカ国際経営学修士（MM）を取得し、野村證券株式会社の取締役、株式会社ベネッセホールディングスの代表取締役社長・代表取締役副会長を歴任するなど、企業経営の豊富な経験および高い見識を有しております。こうした豊富な経験や幅広い知見を活かし、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営から独立した立場で当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化への貢献が期待できると判断し、選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	同氏は、当社の連結子会社である㈱中国銀行との間で、一般預金者としての通常の銀行取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年に亘り、複数の企業に経営者として携わり、企業経営の豊富な経験および高い見識を有するとともに、内閣府の規制改革推進会議のデジタルガバナメントワーキンググループで専門委員を務めるなど、IT・DXの専門性も有しております。こうした経験や見識・専門性を活かし、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営から独立した立場で当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化への貢献が期待できると判断し、選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	同氏は、当社の連結子会社である㈱中国銀行との間で、一般預金者としての通常の銀行取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、法務および男女共同参画に関する豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、2020年6月に㈱中国銀行の社外取締役に就任し、2022年10月の当社設立時から当社の社外取締役を務めております。こうした豊富な経験や幅広い知見を活かし、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営から独立した立場で当社の取締役会の意思決定の適切性を確保するとともに、監査・監督体制の強化への貢献が期待できると判断し、選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4	同氏は、当社の連結子会社である㈱中国銀行との間で、一般預金者としての通常の銀行取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。また同氏が代表取締役である有限会社エヌ・ヒトミと当社の連結子会社である㈱中国銀行との間に預金取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	株式会社シマノの取締役として開発設計部門を歴任する等、企業経営の豊富な経験および高い見識・専門性を有しております。2022年6月より株式会社中国銀行の社外取締役（監査等委員）を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や見識を活かし、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営から独立した立場で、当社の取締役会の意思決定の適切性を確保するとともに、監査・監督体制の強化への貢献が期待できると判断し、選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5	同氏は、当社の連結子会社である㈱中国銀行との間で、一般預金者としての通常の銀行取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて、財務および会計に関する豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。こうした経験や知見・専門性を活かし、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営から独立した立場で、当社の取締役会の意思決定の適切性を確保するとともに、監査・監督体制の強化への貢献が期待できると判断し、選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

【社外取締役の独立性に関する判断基準】

当社における独立性を有する社外取締役とは、東京証券取引所の定める社外取締役の独立性の基準を充足するとともに、現在または最近（※1）において以下のいずれかに該当しない者とする。

(1) 当社グループを主要な（※2）取引先とする者またはその業務執行者

(2) 当社グループの主要な（※2）取引先またはその業務執行者

(3) 当社グループから役員報酬以外に多額（※3）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体から関係する者をいう）

(4) 当社グループから多額（※3）の寄附金を受け取る者またはその業務執行者

(5) 当社の主要株主（※4）またはその業務執行者

(6) 次に掲げる者（重要でない者（※5）を除く）の近親者（※6）

(ア) 上記（1）から（5）に該当する者

(イ）当社のグループ会社の業務執行者および業務執行者でない取締役

※上記における用語の定義は、以下のとおりとする。

(※1) 「最近」：
實質的に現在と同様であるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合を含む。

(※2) 「主要な」：
直近事業年度の連結売上高（当社グループの場合は連結業務粗利益）の1％以上を基準に判定する

(※3) 「多額」：
過去3年平均で、年間1,000万円以上

(※4) 「主要株主」：
議決権比率10％以上

(※5) 「重要でない者」：
「会社の役員・部長クラスの人や会計事務所・法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士等」ではない者

(※6) 「近親者」：
二親等内の親族

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を満たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互放任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の裏には、取引先の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～iのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。